

◎新潟県告示第1069号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があった。

平成26年7月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	辞退年月日
内藤整形外科医院	上越市中央3丁目10-3	平成25年12月31日
カインズ薬局	小千谷市東栄1丁目9-15	平成26年4月1日